

平成30年分から給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の記載事項が変わります 下

マネーコンシェルジュ税理士法人
税理士 今村 京子
<http://www.money-c.com/>

● 新しい様式とその変更箇所について

平成30年1月1日以後、従業員等が最初の給与等の支払を受ける前日までに給与等の支払者に提出する「平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の記載内容が変更されました。

右の新しい様式をご覧ください。大きな変更箇所は、これまでの「A 控除対象配偶者」が「A 源泉控除対象配偶者」とされたことです。

平成30年1月1日以後に支払う給与等については、「A 源泉控除対象配偶者」欄に記載した給与所得者のみについて、配偶者を扶養親族等の数に含めて毎月(日)の源泉徴収税額を計算することになります。

また、同一生計配偶者(合計所得金額が38万円以下である配偶者)が障害者に該当する場合は、これまでと同様に、扶養親族等の数に1人を加算して毎月(日)の源泉徴収税額を計算します。

右表の記載要否欄が「○」とされている箇所(源泉控除対象配偶者)に該当する場合は、「A 源泉控除対象配偶者」欄に記載しますので、ご確認ください。

給与所得者の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の方については、控除額の金額は、平成30年分の年末調整又は確定申告の際に控除されることとなりますが、毎月(日)の給与計算における扶養親族等の数には考慮されません。

従業員等に新様式の「平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を記載してもらう際のポイントを簡単にまとめると右図のようになります。

平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

大きな変更箇所

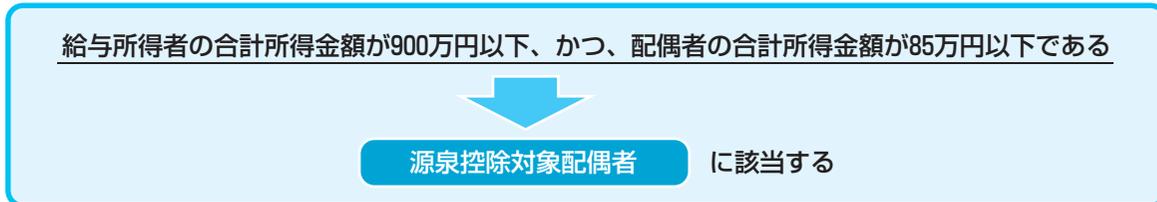
「源泉控除対象配偶者」に該当する場合に記載

同一生計配偶者が「障害者」に該当する場合に記載

「平成30年分 給与所得者の扶養控除等申告書」(「源泉控除対象配偶者」欄)への記載要否

		給与所得者本人の合計所得金額(見積額) (給与所得だけの場合の給与所得者本人の給与等の収入金額)				
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)	
(給与所得者の合計所得金額(見積額) (給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額))	38万円以下 (103万円以下)	記載要否	○	×	×	×
		(平29年分以前)	(○)	(○)	(○)	(○)
		控除額 (老人控除)	38万円 (48万円)	26万円 (32万円)	13万円 (16万円)	0円 (0円)
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	記載要否	○	×	×	×
		(平29年分以前)	(×)	(×)	(×)	(×)
		控除額	38万円	26万円	13万円	0円
	85万円超 123万円以下 (150万円超 201万6千円未満)	記載要否	×	×	×	×
		(平29年分以前)	(×)	(×)	(×)	(×)
		控除額	36万円～ 3万円	24万円～ 2万円	12万円～ 1万円	0円

(出典：国税庁パンフレット「平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて」)



実務上の注意点

給与所得者の合計所得金額が900万円超、かつ、配偶者の合計所得金額が38万円以下の人については、平成29年分までは給与計算において、配偶者を扶養親族等の数に含めて源泉徴収していましたが、平成30年分以降については、配偶者は扶養親族等の数に含まれませんが、手取り金額が減少します。

一方で、給与所得者の合計所得金額が900万円以下、かつ、配偶者の合計所得金額が38万円超85万円以下の人については、手取り金額が増加することになります。該当者を含めて給与所得者全員が理解できるように、事前に説明しておきましょう。

また、平成30年1月1日以後、最初の給与等を支払う際に平成30年分の合計所得金額を見積額で記載してもらうため、賞与や残業の増減によって、見積額を誤ることも想定されますが、この場合の取扱いも定められています。

年の途中で給与所得者又は配偶者の合計所得金額(見積額)に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当する(しない)こととなった場合には、その異動があった日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与等の支払者に提出することとされています。この場合、年末調整で精算されるため、年初に遡及して是正する必要はありませんので、ご注意ください。



いまむら きょうこ
今村 京子 (税理士)

三重県出身。平成15年6月税理士登録。法人成り支援や節税対策・赤字対策など、中小企業経営者の参謀役を目指し、活動中。経営力向上計画や早期経営改善計画など中小企業に特化した施策にも積極的に取り組む。

【事務所】マネーコンシェルジュ税理士法人(大阪市北区南森町)